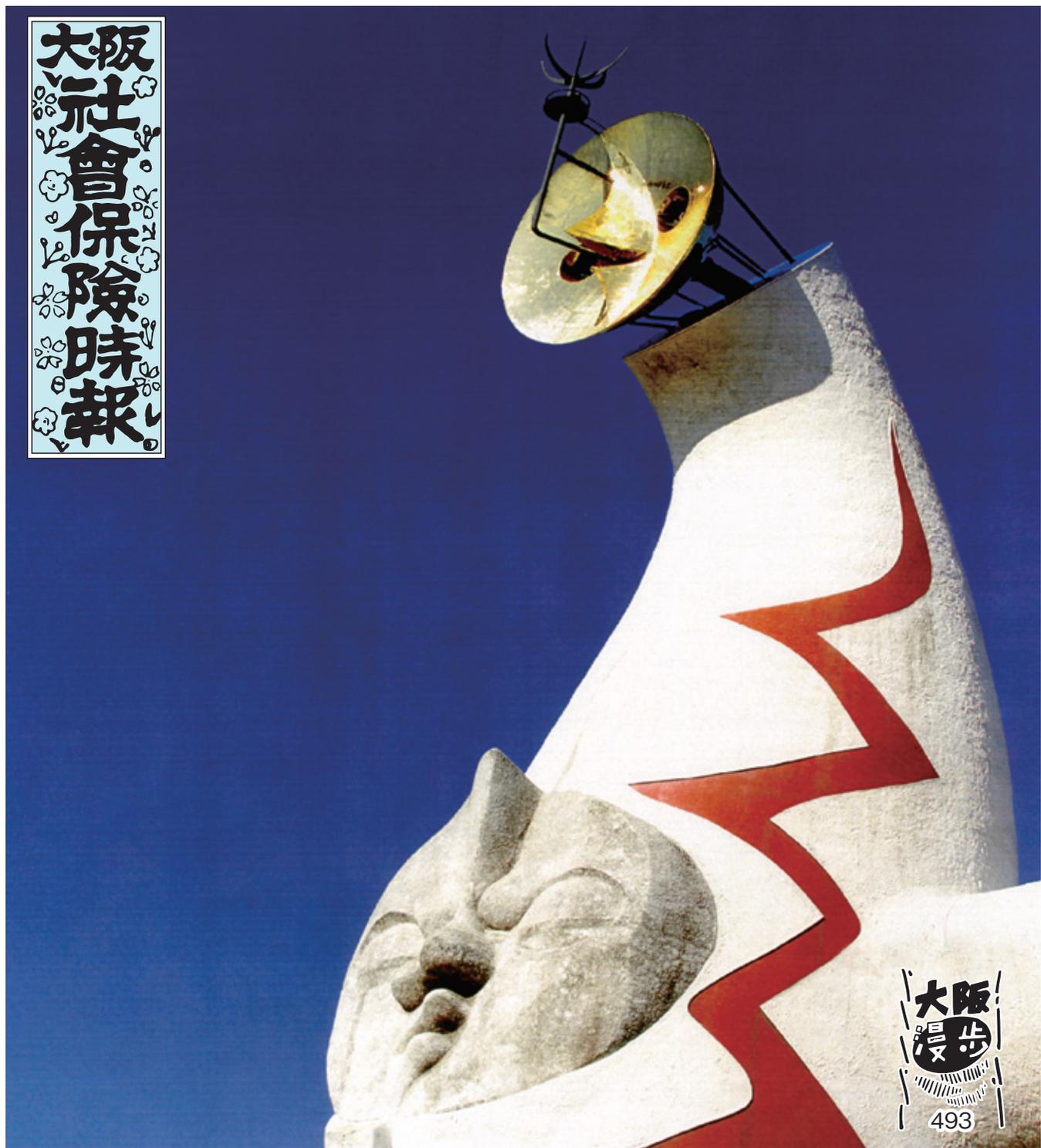


大阪  
社会  
保険  
時報



起ち上がれ日本

緑豊かな憩いの場で、「太陽の塔」が目飛び込んで来た。頭上から「頑張れ〜！」の強烈なエネルギーがとめどなく送られてくる。新しき年にあたり、岡本太郎さんの迫力あるメッセージなのか。1970年大阪万博のシンボルも、今なお衰えることなく、命を与えてくれるこの力は、関係者の努力だけでなく、大阪人の心が、こんな凄い物を守っているのだ。さあ、活力の必要な人は「太陽の塔」に会いに行こう、今すぐに！（万博公園・太陽の塔）

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

迎春

平成24年 元旦

職場内で回覧しましょう

# 新年のごあいさつ

財団法人  
大阪府社会保険協会  
会長 中川 能亨



謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

皆様方には、お健やかに新春をお迎えになられたことと心からお慶び申し上げます。

昨年は、本協会の事業運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

東日本大震災から10カ月、放射能汚染・台風による豪雨と未曾有の大災害に見舞われました昨年でしたが、今年は被災地の1日も早い復興とともに日本経済の回復を期待したいところです。

そのような厳しい情勢ではありますが、財団法人大阪府社会保険協会は、社会保険制度の普及・広報宣伝活動をはじめ、被保険者とその家族の皆様方の健康保持増進を図るため、保健師等の指導による健康づくり事業や疾病予防の推進、生活習慣改善のための健康づくり等の事業を積極的に推進しているところです。

現在、健康保険の業務は一部を除き、全国健康保険協会に移行し、公的年金の業務につきましても、日本年金機構が担っておりますが、制度に関する広報活動は、本協会が毎月作成する『社会保険時報』等をホームページで公開することにより普及に努めております。

また、会員の事業所様には、年4回発行の『協会だよりおおさか』に《参考冊子》を同封し、制度説明会のご案内や被保険者等の保健厚生についても積極的に推進いたしております。このように私ども大阪府社会保険協会は、各機関との連携を密にしながら、常に活力のある社会を目指し、皆様方の健康づくり・生きがいづくりの情報発信の拠点としての使命を果たす所存でございます。

いずれにいたしましても、将来的により安定した社会保険制度の確立に多くの期待が寄せられている現状のもとで、社会保険協会事業の重要性を鑑み、役職員一同、決意を新たに精励いたしてまいりますので、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年も皆様方には、充実したよき1年となりますようにお祈りいたしまして、新年のごあいさつといたします。

# 新年のごあいさつ



日本年金機構 近畿ブロック  
本部長 藤田 厚

平素は政府管掌年金事業について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、東日本大震災により亡くなられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、日本年金機構は、年金制度・運営に対する信頼の回復と年金記録問題の早期解決に取り組み始めて、設立からはや3年目を迎えました。

そうしたなかで、昨年2月より「ねんきんネット」というサービスの提供を開始しています。

これは、わざわざ年金事務所などに足を運んでいただくなくとも、ご自宅のパソコンなどからご自身の年金加入記録の確認や年金見込額の試算が可能なサービスです。

さらに本年4月からは「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」なども「ねんきんネット」で確認ができるようサービスの充実を図ることとしております。

この「ねんきんネット」による情報提供サービスを、年金事務所・街角の年金相談センターの相談窓口、電話によるお問い合わせ先（コールセンター）と並ぶ「第3の窓口」として、より多くの皆様にご利用いただきたいと考えておりますので、事業主の皆様には利用・普及にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私たち日本年金機構は、国民の皆様にも正しく確実に年金をお支払いするため、身近で信頼される組織づくりを進めております。お客様の目線に立ったさらなるサービスの向上、年金記録問題の早期解決および適正な事業運営に職員一同一丸となって取り組んでまいりますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年も皆様のご多幸とご健勝を心から祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。



全国健康保険協会 大阪支部  
支部長 村松 俊彦

謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。

昨年は、東日本大震災という未曾有の災害が発生いたしました。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

また、平素は協会けんぽの事業運営に格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、長引く不況の影響により賃金が年々減少するなかで、保険給付費は年々確実に増加傾向にありますが、来年度はさらに大きな課題が発生しております。協会けんぽの支出の4割近くを高齢者への拠出金が占めておりますが、この拠出金が24年度は23年度に比べ3250億円も増加する旨、厚生労働省より示されており、このため24年度も保険料率の引き上げが必至の情勢にあります。協会けんぽでは昨年来、国庫補助率を健康保険法で定める上限の20%とすることや高齢者医療制度の見直しなどを政府に強く要請し続けているところでございます。

私ども協会けんぽでは、少子高齢社会を迎え、健康保険制度を安定的に運営することが、ますます重要であると考えており、各種の医療費適正化対策、被扶養者の再確認業務を推進するとともに、国の方針のもとジェネリック医薬品の普及活動にも取り組んでおります。

また、支部に来訪されるお客様の利便性の向上と経常経費の縮減のため、本誌に掲載しておりますように本年3月中旬に支部事務所を移転することとなりました。

大阪支部では今後も、医療費の適正化に向け積極的に取り組むとともに、さらなる業務の効率化、サービス向上に向け努力してまいりますので皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご多幸を祈念申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。





# 20歳になったら国民年金 あなたの将来を支えます

国民年金は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような「万が一」の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支えあう制度です。

20歳になったら、すべての方が国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務付けられています。忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

## これが国民年金のメリットです

### その1 老後をずっと支える終身の年金

生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です（生涯受け取れる年金額は平均寿命で計算すると、納めた保険料の1.5倍以上）。

### その2 不測の事態に備える保険としての年金

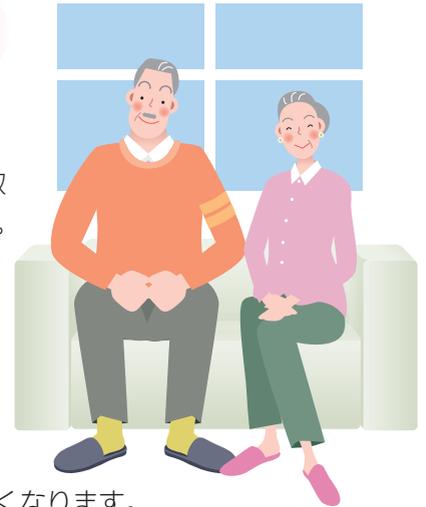
「万が一」のとき、障害年金や遺族年金が受けられます。

### その3 納めた保険料分は税金の負担が軽減

納めた保険料は全額「社会保険料控除」の対象となり、税金が安くなります。

### その4 国民年金は、経済の変動にも負けません

賃金や物価の変動にあわせて、年金額が改定されるため、年金の価値が保障されます。



## 国民年金保険料の納付方法は？

平成23年度(平成23年4月分～平成24年3月分)の保険料は月額15,020円です。

口座振替を利用すると月々の保険料が割引される制度があります。

納付書により納付できるのは、お近くの金融機関やコンビニエンスストアなどです。

また、クレジットカードを使って納付することもできます（事前に申し込み手続きが必要です）。

そのほか、自宅からインターネットなどを利用する電子納付も可能です。

### 保険料を 納めるのが 難しい方は？



所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きによって保険料の納付が免除または猶予される制度があり、次の3種類があります。

#### ①免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合は申請することにより、保険料の納付が1/4～全額免除されます。

#### ②若年者納付猶予制度

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合は申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

#### ③学生納付特例制度

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合は申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

※国民年金に関して詳しくお知りになりたいときは、日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) をご覧いただくか、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

## 協会けんぽからのお知らせ

### 「医療費のお知らせ」を2月中旬にお送りします

- 目的…健康に対する意識を高めていただき、医療保険事業の健全な運営に結びつけるため
- 対象者…加入者（被保険者および被扶養者）  
※ただし、対象期間内に、東日本大震災により一部負担金の猶予・免除を受けておられる加入者の方については、発送の対象外となりますので、ご了承ください。
- 送付先…事業主様あて
- 期間…平成22年10月診療分～平成23年9月診療分  
平成22年12月～平成23年11月に受付した医療機関からの診療報酬明細書(レセプト)等に基づいて作成しています。
- 時期…平成24年2月10日(金)～15日(水) (予定)

- ◆「医療費のお知らせ」を受け取ったことにより、とくに手続き等の必要はありません。
- ◆確定申告（医療費控除）の際の明細書や領収書としてはご使用できませんので、ご注意ください。

#### ◆事業所(事務担当者)様へのお願い

退職されている等の理由で「医療費のお知らせ」をお渡しいただくことができない場合は、お手数ですが同封の返信用封筒にて当支部あてにご返送いただきますようお願いいたします。

### インターネットを通じての医療費の情報提供サービスをご利用ください

協会けんぽのホームページ(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)から毎月の医療費や窓口で支払った額などの情報をご確認いただくことができます。ぜひご利用ください。

## 東日本大震災で被災された皆さまへ

東日本大震災で被災され、申請により「一部負担金等の免除証明書」の交付を受けておられる方におかれましては、医療機関等を受診した際に免除証明書の提示により窓口負担が免除となっておりますが、この制度は平成24年2月29日をもって終了の予定となっております。

なお、一部負担金等の免除対象者となる方で、やむをえない事情によりすでに医療機関等の窓口にて一部負担金等をお支払いいただいている場合は、申請により一部負担金等の還付を受けることができますので、お問い合わせください。

## 全国健康保険協会大阪支部事務所を3月中旬に移転します

全国健康保険協会大阪支部は、平成24年3月中旬(予定)から下記への移転を予定しています。加入者や事業主の皆様にはご迷惑をおかけしますが、なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

#### 移転先

- 郵便番号 550-8510
- 住所 大阪市西区鞆本町1-11-7 信濃橋三井ビルディング うつほほんまち
- 電話番号 決定され次第お知らせします。
- アクセス 地下鉄四つ橋線 本町駅 28番出口 すぐ



#### お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 06-6201-7070(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル

## 協会けんぽからのお知らせ

## 退職後の健康保険加入のご案内

～協会けんぽにご加入の皆さまへ～

退職後の健康保険は、ご自身で手続きが必要で、大きく分けて次の3つの方法があります。

健康保険証が使えるのは退職日までですので、ご注意ください。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職日までに被保険者期間が継続して2カ月以上あること。</li> <li>退職日の翌日から20日以内に手続きすること。</li> </ul>	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。</li> <li>ご家族の勤務先にお問い合わせください。</li> </ul>
保険料	<p>保険料は、退職前に控除されていた保険料を2倍した額になります。</p> <p>※ただし、保険料の上限があります。また、お住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合等、2倍にした額とならない場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料は、加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります。</li> <li>保険料の減免制度があります。</li> <li>お住まいの市区町村により保険料額が異なります。</li> </ul>	被扶養者の保険料負担はありません。

## 協会けんぽの任意継続加入の手続き（継続セットご利用の場合）

1

お電話で「協会けんぽ継続セット」をご依頼ください

☎06-6201-7070



3

記入例を参考に「任意継続 資格取得申出書」をご記入ください

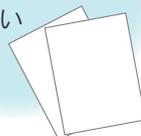


2

「協会けんぽ継続セット」を郵便でお届けします

4

「提出される皆様へ」をご確認のうえ、必要な添付書類をご用意ください



5

提出用封筒に「資格取得申出書」と「添付書類」を入れて、**退職日の翌日から20日以内(必着)**に郵送願います

6

新しい健康保険証と保険料の振込用紙を郵便でお届けします



## お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 06-6201-7070(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル

あなたの年金をカンタン確認

ねんきんネット

インターネットサービス「ねんきんネット」で

# 将来の年金額を試算 できるようになりました！

NEW

ライフプランに合わせて年金額の試算ができます！

「将来、年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額はいくらになるの？」  
「このまま働き続けた場合、何歳から、どの程度の年金を受け取れるの？」  
など、グラフでわかりやすく表示します。

※すでに老齢年金をお受け取りの方はご利用いただけませんので、あらかじめご了承ください。



いつでも、最新の年金記録が確認できます！

記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！

「ねんきん定期便」や「振込通知書」の内容がご自宅で確認できます！

(平成24年4月よりサービス開始予定)

## 具体的な年金見込額試算の例

これまで

ねんきんネット

中高年の方



58歳男性の例

ねんきん定期便での見込額(※)  
61歳～64歳 795,000円  
65歳～ 1,812,500円

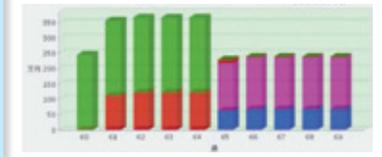
※60歳以降、厚生年金に加入されていないことが前提

今後の給料の入力

現在の仕事を継続  
65歳まで  
給与 240,000円

見込額 (在職老齢年金)

61歳～64歳 744,000円  
65歳～ 1,910,700円



若年の方



33歳女性の例  
(厚生年金に13年加入)

ねんきん定期便での見込額(※)  
380,600円

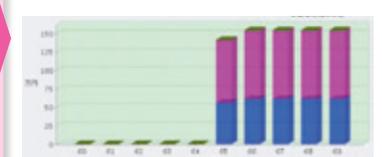
※これまでの加入実績のみでの見込額

今後の給料の入力

現在の仕事を継続  
60歳まで  
給与 200,000円

60歳まで加入後の見込額

1,356,000円



日本年金機構

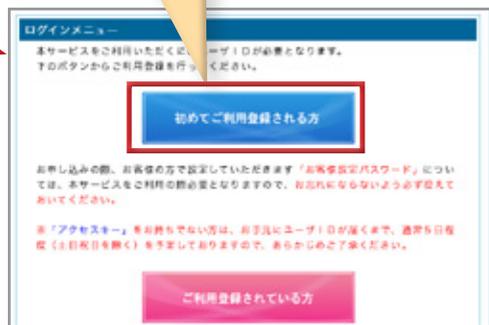
Japan Pension Service

# まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

## 1. 日本年金機構ホームページにアクセス



ご利用開始のための「ログインメニュー」が表示されますので、「初めてご利用登録される方」ボタンをクリックします。



日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) にアクセスしていただき、画面右側の「インターネットサービス」にある「ねんきんネット」ボタンをクリックします。  
※画面イメージは変更される場合があります。

## 2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録



「ねんきんネット（申請用トップページ）」が表示されますので、**アクセスキー**の有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

### ●アクセスキーとは…

お客様の誕生月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

#### ①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

#### ②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合も、利用登録が可能です。

なお、ユーザIDがお手元に郵送されるまで、5日程度（土日、祝日を除く）かかります。

### ●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●携帯電話からも、右記バーコードにてユーザID申込みができます。



詳しくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

[http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)

電話でのお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050(一部)の電話、070の電話からおかけになる場合は  
03-6700-1144